平成２１年（フ）第２３４８号
名古屋市瑞穂区瑞穂通６丁目24番地　高須ビル205号
債務者　加藤　智美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼松　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８００５号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目411番地の３、前住所大阪府松原市岡７丁目232番地
債務者　芳村　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９８００号
東京都杉並区和泉３丁目52番２号
債務者　横山　三郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永沢　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８１号
北海道苫小牧市柳町４丁目１番21号
債務者　渡邊　祥博
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５５号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3330番地の11
債務者　大竹　香織
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１７０号
山形県米沢市遠山町1259番地
債務者　高橋　健太
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第４８２号
埼玉県越谷市東越谷３丁目９番地１　ぎんなんハイツ205、旧住所埼玉県越谷市南越谷５丁目25番地13　植竹マンション101
債務者　石和　光男
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
千葉県成田市花崎町920番地　アパガーデンコート708
債務者　長谷　武敏
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３６５号
千葉県成田市花崎町920番地　アパガーデンコート708
債務者　長谷　博子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３６７号
千葉県印旛郡栄町安食2380番地103、前住所千葉県印西市小林大門下３丁目８番地８
債務者　松岡　武志
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３７８号
千葉県富里市十倉733番地９
債務者　金沢良子こと　佐久間良子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８１号
千葉県佐倉市角来1464番地16
債務者　牛嶋　持子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８５号
千葉県成田市玉造３丁目１番地　１棟401号、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市東道野辺２丁目８番34号ウステリア１―204
債務者　藤岡　勝美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３９６号
千葉県八街市八街は97番地４
債務者　内山　　和
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４０７号
千葉県佐倉市井野1410番地35
債務者　黒川　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１５１号
千葉県富津市岩瀬1194番地
債務者　小熊喜三郎
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２４０４号
名古屋市西区山木１丁目168番地　ファミリアーレ山木201号
債務者　スタンドｈａｎｄｓこと　北川　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部